

学術教育に関する細則

(総則)

第1条 この細則は、本会会員の生涯にわたる教育研修および知識向上の意欲を高めるとともに、地域の技術向上、情報交換のために制定する。

2 この細則は、定款および付則によるほか、組織運営規程ならびに日本診療放射線技師会の諸規程により定める。

(事業項目)

第2条 事業を行う項目は、次の通りとする。

- (1) 会員が行う各種講演会
- (2) 会員が行う各種研修会および勉強会
- (3) 会員が主体となり出版を行う学術雑誌等
- (4) その他、学術に関すること

(事業種別)

第3条 事業種別は、組織運営規程第44条による他、次にあげる講演会、研修会区別とする。

- (1) 一般講演
- (2) 特別講演
- (3) 教育講演
- (4) 一般研修会
- (5) 委託研修会
- (6) 地区研修会および地区勉強会

(種別協力内容)

第4条 次に掲げる内容を協力する。

- (1) 主催 全ての費用・人材等を本会が負担する。
- (2) 共催 実情に適った費用・人材の派遣を本会が負担する。
- (3) 協賛 岡山県診療放射線技師会の名義を使用許可する。
- (4) 後援 岡山県診療放射線技師会の名義を使用許可する。

ただし、次のものは対象外。

(対象外)

- ・ 営利目的又は営利的性格が強いもの
- ・ 公序良俗に反する又はその恐れがあるもの
- ・ 活動基盤、事業目的が不明瞭で業務遂行能力が十分でないもの
- ・ 特定の政治的または宗教的な目的を有しているもの

2 資格審査及び費用の決定は、理事会において審議する。理事会招集いとまなき時は、会長、副会長で決定できる。ただし、後日理事会で承認を得る。

3 人材の派遣は、理事または正会員があたる。また、講師の派遣については、学術委員会で審議し決定する。

4 事前申請承認の後、日本診療放射線技師会の生涯教育ポイントは、(1)～(4)の項目において認める。ただし、カウントは、日本診療放射線技師会の定めた所による他、本会が認めたポイントとする。

5 平日開催の研修会、勉強会においては、積算時間をもってカウントを認める。ただし、次にあげる項目について本会に書面をもって報告すること。

- (1) 研修会名
- (2) 開催日時
- (3) 開催会場名
- (4) 開催責任者名
- (5) 講師名
- (6) 自筆参加者名
- (7) 勤務施設名

6 学術雑誌等は、岡山県診療放射線技師会監修のみを認め、費用の一部負担、または、その編集のために人材を派遣する。

(助成金等の請求)

第5条 助成金等の請求は、組織運営規程第45条による。

(助成金等の交付条件)

第6条 助成金等の交付条件は、組織運営規程第46条による他、次にあげる事項を厳守すること。

2 岡山県診療放射線技師会会誌 または、岡放技ニュース等にその内容を掲載し、広く会員に呼びかけること。

3 第4条5項に示す条件を名簿にして本会事務所に提出すること。

4 その他、理事会または、委員会で決定した事項について通知すること。

(助成金等の交付決定)

第7条 助成金等の交付決定は、組織運営規程第47条による。

(助成金等交付決定の通知)

第8条 助成金等交付決定の通知は、組織運営規程第48条による。

(取扱の特例)

第9条 その他特別の事情によりこの規程によることのできない場合は、理事会において審議する。

補 則

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経なければ変更することはできない。

2 その他、必要な規程は、その都度理事会において決議することができる。

附 則

1. この規程は、平成8年4月1日より施行する。

2. この規程は、平成29年10月27日理事会の承認により、第4条および第6条、第9条を改定し、即日施行する。

以上